

集合住宅の戸別検針・戸別料金徴収に関する取扱基準

昭和63年4月1日制定

(目的)

第1条 この基準は、防府市水道事業給水条例施行規程（以下「規程」という。）第18条に規定する集合住宅の戸別検針・戸別料金徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に定める定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集合住宅 アパート、マンションその他これに類する建物で、同一棟内に2戸以上の世帯が集合しているものをいう。この場合において、事務所、店舗等が同一棟内に混在する場合は、その1区画を1世帯とみなす。
- (2) 貯水槽水道 受水槽以下の給水設備をいう。
- (3) 親メーター 配水管分岐直後のメーターで、集合住宅の全水量を検針するために設置するメーターをいう。
- (4) 子メーター 親メーターを通過して各戸及び散水栓等の共用部分に設置するメーターをいう。
- (5) 所有者 分譲集合住宅及び賃貸集合住宅の所有者をいう。
- (6) 管理組合 分譲住宅の場合で、建物の区分所有者等に関する法律（昭和37年法律第69号）の定めるところにより設立された組合又は団体をいう。
- (7) 設置者等 戸別検針及び戸別料金徴収の適用を受けようとする集合住宅の設置者（申請者）で、所有者及び管理組合を含む。
- (8) 使用者 子メーターの使用者をいう。

(適用条件)

第3条 戸別検針・戸別料金徴収の適用を受ける集合住宅は、次の各号に掲げる要件に適合し、防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が承認したものでなければならない。

- (1) 貯水槽水道の施設の維持管理の責任者が標示板等で明確に表示してあ

ること。

- (2) 受水槽及び高架水槽には、高水位による越流、低水位による断水を防
止するための警報装置(ベル及び赤色ランプ等)、又は警報監視システムが
取り入れられていること。
- (3) 高架水槽及び加圧ポンプから各棟、各階のいずれかの分岐管分岐点近
くに操作が容易にできる場所にボールバルブ(仕切弁)が取付けられてい
ること。
- (4) 直結方式で給水する場合、主管から各棟、各階のいずれかの分岐管分
岐点近くに操作が容易にできる場所にボールバルブ(仕切弁)が取付けら
れていること。
- (5) 親メーターを通過した全水量が、子メーターで計量できる施設である
こと。
- (6) 子メーターの口径は、親メーターの口径より小口径であること。
- (7) 子メーター上流側に開閉防止型ハンドル止水栓(ボール式、伸縮付)
及び子メーターの下流側には逆流防止弁が取り付けられていること。(防府市
給水装置工事設計施工基準に準ずる)
- (8) 子メーターの設置場所は、メーターの取替、維持管理に適し、常時検
針することが可能で、メーター取替に支障のない防寒対策を施した構造と
し、漏水により他の施設に被害を及ぼさないように防水又は水はけに必要
な措置を施してあること。
- (9) 上下水道局が行う業務の遂行に際して、建物への出入りをオートロッ
ク式等の扉で妨げられないこと。
- (10) 子メーター廻りの配管は荷重、沈下等により管の破損が生じないよう
に支持すること。
- (11) 親メーター以降の施設管理及び子メーターの維持管理の責任者が明確
であること。
- (12) 上下水道局が行う業務の遂行に支障となる事由については、上下水道
局職員の指示に従い、これをすべて排除すること。
- (13) このほか、管理者が特別に必要があると認めた場合。
(適用の特例)

第4条 戸別検針・戸別料金徴収を受けようとする集合住宅に直結方式で給水する場合には、前条第1号から第3号までは適用しない。

(申請)

第5条 戸別検針及び戸別料金徴収の適用を受けようとする当該住宅の設置者等は、「戸別検針・徴収取扱申請書」に次の書類を添えて管理者に申請しなければならない。

(1) 集合住宅の位置図

(2) 配管図(親メーター以降の給水装置、貯水槽水道配管図)

(3) メーター設置図(子メーターの設置図)

(4) 貯水槽水道警報装置関係系統図

2 前項の申請書は、給水装置工事申込と同時に提出するものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(審査及び通知)

第6条 管理者は、前条による申請があったときは、当該要件について審査し必要な指示を行うことができる。

2 管理者は、前項の審査の結果、戸別検針及び戸別料金徴収の要件に適合すると認めたときは、「戸別検針・徴収取扱承認書」により通知する。

(子メーターの貸与)

第7条 管理者は、前条第2号により戸別検針及び戸別料金徴収を承認したときは、防府市水道事業給水条例第17条及び規程第9条に準じ子メーターを貸与することができるものとする。

(契約)

第8条 管理者が、戸別検針及び戸別料金徴収を承認したとき、設置者等は、別に定める契約書により戸別検針・戸別料金徴収に関する契約を締結しなければならない。

(権利義務の継承)

第9条 売買その他の理由により設置者等に変更が生じたときには、前条の契約に基づく権利・義務はすべて新設置者等に継承されるものとし、旧設置者等は新設置者等に対してこの契約内容を周知させる義務を負うものとする。

(戸別検針及び戸別料金徴収)

第10条 管理者は、第8条の契約を締結後、子メーターを検針し、その使用水量及び口径により料金を算定して各戸に請求するものとする。

(親メーター以降の給水装置及び貯水槽水道の維持管理等)

第11条 親メーター以降の給水装置、貯水槽水道の維持管理及びこれにより給水される水質保全については、設置者等の責任において行わなければならない。

2 管理者は、必要があると認めたときは、随時貯水槽水道を検査し、適切な措置を指示することができる。

3 前項の措置に要する費用は、設置者等の負担とする。

(差水量等の取扱い)

第12条 管理者は、親メーターの検針水量と子メーターの検針水量の合計水量との差(以下「差水量」という。)が、漏水等の原因により著しく大きくなったときは、その差水量に係わる料金を設置者等から徴収するものとする。

2 管理者は、設置者等が受水槽等の清掃に水道を使用したときは、その使用水量に係る料金を設置者等から徴収するものとする。

3 前各号の料金の算出については、管理者が別に定める。

(給水の停止)

第13条 管理者は、設置者等、又は水道の利用者が、納入すべき水道料金を指定期限内に納入しないときは、当該給水を停止することができる。

2 管理者は、給水停止に係る損害が生じても、その責を負わない。

(管理人)

第14条 設置者等は、次の各号の事務を行わせるため、集合住宅に関する管理人を選任し、管理者に届け出なければならない。

(1) 散水栓等の共用水栓に係る料金の支払いに関すること。

(2) 親メーター以降の給水装置及び貯水槽水道の維持管理に関すること。

(3) その他、管理者との事務連絡に関すること。

(届出の義務)

第15条 設置者等又は水道の利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 設置者等が行う届出事項。

- イ 設置者等に変更があるとき。
- ロ 管理人を選任したとき及び管理人を変更するとき。
- ハ 受水槽等の清掃を行うとき。
- ニ 給水装置等の工事を行うとき。
- ホ 水道の利用者に変更があるとき。

(2) 水道の利用者が行う届出事項。

- イ 水道の使用を開始するとき。
- ロ 水道の使用を中止するとき。

2 前項の届出は前条に定める管理人が代行することを妨げない。

(契約の解除)

第16条 設置者等が第8条で締結した契約を履行しないときには、契約を解除することができる。その場合、設置者等の同意を必要としないものとする。

2 前項により契約を解除したときは、戸別検針・戸別料金徴収を廃止し、親メーターにより料金を算定する。

3 管理者は、契約解除後に早急にメーターを撤去する。

4 管理者は、契約の解除により損害が生じても、その責を負わない。

(下水道使用料の準用)

第17条 下水道使用料についてもこの基準を準用する。

(その他)

第18条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。